

対象となる建築物

| 業務区域 | 対象となる建築物 | 判定を行う事務所 |
|--|--|--------------------|
| 青森県、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県 | 全ての建築物 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 宮城県、埼玉県、東京都 | 全ての建築物 | 東京御茶ノ水事務所 |
| 山形県 | 延べ面積が 10,000 m ² を超える建築物又は高さが 31m を超える建築物(当該機関が業務規程により判定しないと定めたものを除く。) 建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分を一の建築物とみなす。ただし、一以上の部分の延べ面積が 10,000 m ² を超える場合又は高さが 31m を超える場合は、その他の部分も判定を行うものとする。 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 福島県 | 判定対象の建築物(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあつては、当該部分。)が、延べ面積 10,000 平方メートルを超えるもの | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 群馬県 | 判定対象の建築物(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあつては、当該部分。以下同じ。)が、延べ面積 7,500 平方メートルを超えるもの若しくは政令第 81 条第 2 項第一号口に定める構造計算を行ったものを含む判定、その他知事が認める判定 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 新潟県 | ・延べ面積が 2,000m ² を超える建築物 ・建築基準法施行令第 81 条第 2 項第一号口に定める構造計算による建築物 ・延べ面積が 10,000m ² を超える建築物で、建築基準法第 18 条第 2 項に該当する建築物 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 富山県 | ・延べ面積が 2,000m ² を超える建築物 ・高さが 20m を超える建築物 ・建築基準法施行令第 81 条第 2 項第一号口に定める構造計算による建築物 ・延べ面積 2,000m ² 以内、かつ、高さが 20m 以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第 77 条の 35 の 19 又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第 3 第 3 号の規程等により判定できない建築物 ・一の申請又は通知において上記に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 福井県 | ・構造計算に係る床面積(建築基準法第 20 条第 2 項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が 2 以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積(以下同じ))が、5,000m ² を超える建築物 ・構造計算に係る床面積が 5,000m ² 以下の建築物のうち、一般財団法人福井県建築住宅センターが定める構造計算適合性判定業務規程の業務の範囲に含まれない建築物 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 三重県 | 一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務 ・建築基準法施行令第 81 条第 2 項第一号口に定める構造計算による建築物 ・県内に業務を行う事務所を置く判定機関が、準則等の規定により判定できない建築物 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 島根県 | 床面積の合計が 2,000 m ² を超える建築物 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 岡山県 | 延べ面積が 2,000 m ² を超える建築物及び特殊なもの(限界耐力計算法による計算及び大臣認定プログラムのうち知事が別途指定をするもの以外のプログラムによる計算) | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 山口県 | ・延べ面積が 3,000m ² を超える建築物(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあつては、当該部分。) ・建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号口の基準による構造計算等を行った建築物 ・県内に業務を行う事務所を置く判定機関が、準則等の規定により判定できない建築物 ※判定業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物の判定業務は、同一の判定機関が判定を行うことができるものとする。 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 佐賀県 | 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号口に定める構造計算による建築物 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |
| 大分県 | ・構造計算に係る床面積(法第 20 条第 2 項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が 2 以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積)が 5,000m ² を超える建築物 ・建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号口に定める構造計算による建築物 ・全ての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規程において業務の範囲に含まれない建築物、及び全ての大分県指定判定機関が判定できない建築物 ・上記に掲げる建築物を含む一の申請または通知に係る建築物 | 東京御茶ノ水事務所 横浜事務所 |